



平成 26 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社プラザクリエイト
代表者の役職名	代表取締役社長 大島 康広 (JASDAQ コード番号 7502)
問 合 先	管理本部長 大橋 正信
T E L	0 3 - 3 5 3 2 - 8 8 2 6

「内部統制システム構築のための基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月25日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、本方針の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。（改定箇所は下線で示しております。）

記

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮、監督のもと、『プラザクリエイトグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制の確立・進展に努める。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動の全般に係るリスクの管理については、代表取締役を委員長とする CP（コンプライアンス）&RM（リスク管理）委員会を設置し、社内規程及びガイドラインに基づきグループ全体のリスク管理並びにグループ各社の業務執行に係るリスクの管理にあたる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を原則月 1 回開催し、法令または定款で定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに各取締役の業務執行状況の監督等を行

うとともに、原則として週1回の頻度で取締役及び常勤監査役の出席する会議体を設け、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努める。

5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社の子会社に関する管理は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の経営内容を的確に把握するために重要な事項については、当社取締役会に報告する。また、内部監査室は、内部監査規程に基づき、各子会社についても内部監査の対象とし、当社グループの内部統制の適切性、有効性の確保に努める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、原則月1回開催される取締役会をはじめとする各種の重要な会議に出席し、取締役の報告を聴取する。監査役が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この場合、報告をした者に対する秘密保持に最大限配慮するとともに、監査役に報告をした者が当該報告をした理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。

また、監査役の仕事執行するうえで必要な費用の前払いまたは償還の手続き、その他当該職務の遂行にともない発生する費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

8. その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人、会計監査人と適宜意見交換の場を設定し、仕事の実効性を確保する。

内部監査室は、内部監査の計画、結果の報告を監査役に対して定期的もしくは必要に応じて行い、監査役監査が実効的に行われる体制の確保に努める。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、『プラザクリエイトグループ行動憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。

以上